

【別紙2】

葛城市在宅高齢者食の栄養改善・自立支援事業委託に係る審査実施要領

(1) 選考方法

選考は、「葛城市在宅高齢者食の栄養改善・自立支援事業に係る業務委託受託者選考委員会」（以下「委員会」という。）において、まず、一次審査（書類審査）で書類審査を実施。その結果をもって二次審査のプレゼンテーション審査を行い、合格得点の高い者から順に受託候補者及び時点候補者とする。

(2) 一次審査（10点満点）

審査は委員会事務局（長寿福祉課）において以下の配点点数の上位3位を選定する。一次審査における評価基準は、【別紙3】審査基準表のとおりとし、採点方法は以下の通りとする。

① 価格点（10点満点）

対象：見積書（任意様式）

評価方法：下記により計算し、(C)の費用を価格点とする。

(A) 利用者負担金

(B) 市委託料

(C) A+Bの合計額

（それぞれ消費税額及び地方税額を含まない。）

・最低見積価格者の得点は10点とする。

・その他の者は下記の計算結果に応じた得点（小数点以下四捨五入）とする。

「価格点 = 10点 × (最低見積価格^{※1} / 見積価格^{※2})」

※1：全提案者中最も低い見積価格

※2：当該提案者の見積価格

(3) 二次審査（90点満点）

一次審査により選定された者によるプレゼンテーション審査を行い、一次審査との合計点数の高い順から受託候補者、および次点候補者を選定する。

対象：企画提案書に沿ったプレゼンテーション及び質疑応答、審査用弁当の試食

評価方法：委員会において、各委員（1人につき90点満点・6名）がプレゼンテーションの各項目を審査評価し、その平均点（小数点第3位を四捨五入）を二次審査の得点とする。

二次審査における評価基準は、【別紙3】評価基準表のとおりとする。

【別紙2】

(4) 二次審査（プレゼンテーション）の内容

- ①審査日：令和3年12月22日（水）予定（別途連絡）
- ②場所：葛城市役所（別途連絡）
- ③1提案者4名以内
- ④実施時間：1提案者50分以内
（提案25分、審査用弁当の試食10分、質疑応答15分）
事前準備、片付けに係る時間は含まない。

⑤提案内容

『葛城市在宅高齢者食の栄養改善・自立支援事業委託に係るプロポーザル実施要領6（2）④提案書等の提出 提出書類等 提出書類等カ〜コ』の内容について表現すること。

※パワーポイント等の利用も可とします。

⑥その他

- ・スクリーンは市で準備するが、パソコン・プロジェクターその他必要な機器及びインターネット通信環境は提案者が準備すること。
- ・社名が特定できるような名札等は身に着けないようにし、社名への言及や、配布資料、投影する資料等に社名が特定できるロゴ等を出さないこと。
- ・遅刻又は欠席した場合は、本プロポーザルを辞退したものとみなす。

(5) 受託候補者選定に関する特記事項

①最低基準点

- ・一次審査及び二次審査の合計点の満点（100点）の6割（60点）を最低基準点とし、最高得点者が最低基準点に満たない場合は、受託候補者を選定しない。

②参加者が1者となった場合の取り扱い

- ・参加者が1者となった場合でも一次審査及び二次審査を行い、最低基準点を満たした場合は、当該参加者を受託候補者に決定し、その旨を通知する。

③一次審査及び二次審査の合計点が最高点で同点の者が2者以上の場合の取り扱い

- ・当該提案者それぞれの二次審査の得点が異なる場合、二次審査の得点が高い者から順に受託候補者及び次点候補者を選定する。
- ・当該提案者それぞれの一次審査の得点及び二次審査の得点と同じ場合、くじ引きにより、受託候補者及び次点候補者を選定する。なお、くじ引きとなった場合は、方法、日程等改めて通知する。